

議案第140号

川崎市老人医療費助成条例を廃止する条例の制定について

川崎市老人医療費助成条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成19年11月26日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市老人医療費助成条例を廃止する条例

川崎市老人医療費助成条例（昭和46年川崎市条例第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において廃止前の条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項の規定により医療証の交付を受けている者（以下「既認定対象者」という。）に係る施行日以後に受けた医療に対する医療費の助成については、平成23年3月31日（旧条例第2条第2号に該当する者にあつては、平成25年3月31日）までの間、旧条例の規定（第4条を除く。）は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条ただし書中「老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）の規定による医療を受けることができる者」とあるのは「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年

法律第80号)の規定による被保険者」と、旧条例第3条中「一部負担金相当額(法第28条第1項及び第3項並びに第28条の2の規定を準用して得た額をいう。)、老人訪問看護基本利用料相当額(法第46条の5の2第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に法第28条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額をいう。)又は食事療養標準負担額相当額(法第31条の2第2項に規定する食事療養標準負担額に相当する額をいう。)」とあるのは「保険各法及び国民健康保険法の規定による70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の一部負担金に係る割合等に準じて市長が別に定める基準により算定した額」と、「控除し、高額医療費相当額(法第46条の8第1項に規定する高額医療費に相当する額をいう。以下同じ。)を加えた」とあるのは「控除した」と、旧条例第6条第2項中「高額医療費相当額」とあるのは「高額療養費相当額(保険各法及び国民健康保険法の規定による高額療養費に相当する額をいう。)」と、旧条例第7条中「法第28条第1項」とあるのは「健康保険法(大正11年法律第70号)第74条第1項」とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日以後既認定対象者が同項の規定によりなお効力を有することとされる旧条例第2条の規定に該当しなくなったときは、該当しなくなった日以後の医療に係る医療費については、助成しない。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市老人医療費助成条例を廃止するため、この条例を制定するものである。